

## 経済不況化で処理案件が激増か!? 国内子会社の特別清算に伴う税務上の留意点

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
公認会計士  
安野 広明

### Contents

- ▶ はじめに
- ▶ 親会社側の留意点
  - (1) 子会社に対する債権の取扱い
  - (2) 子会社株式の取扱い
  - (3) その他の留意点
- ▶ 国内子会社側の留意点
  - (1) 財産および債務の整理の時期と課税関係
  - (2) 消費税の取扱い
  - (3) 欠損金の繰戻し還付

会社を清算する方法としては、通常清算、特別清算および破産といった手続きがあるが、グループ会社のリストラの一環として債務超過の子会社を清算する場合には、特別清算の手続きによることが多いと考えられる。この場合、子会社に対する損失負担等が親会社で寄附金認定を受けるか否かについて着目しがちであるが、清算する子会社のタックス・プランニングについても検討する余地があると考えられる。

本稿では、親会社および子会社の両方の側面から、特別清算に伴う税務上の留意点について解説した。

## はじめに

昨年9月のリーマンショック以降、不況の波は日本経済にも多大なる影響を与えており、日本を代表する上場企業が相次いで業績の下方修正を行っている。このような状況の中で、親会社単体のみならず、グループ会社全体でリストラを検討している企業は少なくないと思われるが、国内子会社の清算は、当該リストラの一環として今後も増加が見込まれる。

特に、債務超過状態にある国内子会社を清算する際、親会社が子会社に対する債権の放棄を行うことがあるが、この放棄は、相当の理由がない場合、寄附金として認定されることもある。このため、税務上、一定の要件のもと損金算入が認められている特別清算による債権の放棄を利用することが多く、これを対税型の特別清算と呼ぶことがある。

本稿では、債務超過の非上場子会社を前提に、特別清算に伴う税務上の留意点について解説する。

\* 特別清算とは、清算中の株式会社の清算の遂行に著しい支障をきたすべき事情がある場合または債務超過の疑いがある場合に、裁判所の監督下で行われる清算手続をいう(会 510 条以下)。

## 親会社側の留意点

### (1)子会社に対する債権の取扱い

#### ①貸倒引当金

子会社が「会社法の規定による特別清算開始の申立て」を行った場合、算式1の回収不能見込額を個別評価金銭債権に係る貸倒引当金として損金の額に算入できることが認められている(法 52①、法 96①三)。

(算式 1)回収不能見込み額

$$\text{回収不能見込額} = \left[ \left( \text{対象金銭債権} \right) - \left( \text{債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額} \right) - \left( \text{担保権の実行、金融機関等の保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額} \right) \right] \times 50\%$$

また、子会社の「債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しが無い」場合には、その回収不能見込額を個別評価金銭債権に係る貸倒引当金として損金の額に算入できることが認められている(法 52①、法 96①二)。なお、この場合の「相当期間」とは、「おおむね1年以上」と規定されている(法基通11-2-6)。

#### ②貸倒損失

子会社が特別清算の適用を受ける場合、債務超過の解消方法としては、協定による多数決によって債務超過を解消する方法(協定型)と、すべての債権者と和解することによって債務超過を解消する方法(和解型)とがある。

協定型および和解型のどちらのケースでも、親会社が債権の切り捨てを行うことになるが、法人税法上、貸倒損失にかかる「別段の定め」は規定されていないため、「金銭債権の全部または一部の切捨てをした場合の貸倒れ」について規定している法基通9-6-1に基づいて処理することになる。

協定型により債権放棄を行う場合、「会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額」は、その事実が発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する旨が、法基通9-6-1(二)に規定されている。

また、和解型により債権放棄を行う場合、規定上は明記されていないが、法基通9-6-1(四)において「債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」は、その事実が発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する旨が規定されており、個別和解が当該要件を満たす場合には、貸倒処理による損金算入が認められると考えられる。

親会社が債務超過の子会社を特別清算により整理するといった対税型の特別清算の場合、親会社が他の債権者に対する債務の肩代わり等をした後、親会社と子会社の個別和解により債務免除を行うことで清算手続を終了することが多くみられる。

### ③子会社に対する損失負担等と寄附金認定

冒頭でも述べたように、子会社を清算する際に考慮しなければならないのが、親会社の損失負担等が子会社に対する寄附行為として、寄附金の認定課税を受けないかどうかということである。

特に子会社が債務超過の場合、親会社が他の債権者に比べて多額に債権を放棄したり、債務の引受けその他会社清算に伴う損失負担等を行うことが多く、税務上、どこまで損金算入が認められるかが問題となる。

確かに、親子会社といってもそれぞれ別個の法人であり、親会社が出資額以上に新たな損失負担をする必要は無いという考え方もある。しかし、親会社が社会的責任を放棄することが許されないといった状況もあり、親会社が行う債権の放棄、債務の引受けその他の損失負担について、常に寄附金として処理することは実態に即さないといえる。従って、法基通9-4-1では、親会社の子会社等の解散に伴い、債務の引受け、債権の放棄その他の損失の負担をした場合においても、それが今後より大きな損失の生じることを回避するためにやむを得ず行われたものであり、かつ、そのことが社会通念上も妥当なものとして認められるような事情があるときは、税務上もこれを寄附金として取り扱わない旨を明らかにしている(窪田悟嗣 編著『法人税基本通達逐条解説』参照。以下、法基通の解釈について同様)。

実務上、親会社の損失負担等が経済合理性を有しているか否かは、次のような点について総合的に検討することになる(国税庁HP「子会社を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等」Q2参照)。

- (I) 損失負担等を受ける者は「子会社等」に該当するか。
- (II) 子会社等は経営危機に陥っているか(倒産の危機にあるか)。
- (III) 損失負担等を行うことは相当か(支援者にとって相当な理由はあるか)。
- (IV) 損失負担等の額は合理的であるか(過剰支援になっていないか)。
- (V) 整理・再建管理がなされているか(その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか)。
- (VI) 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか(特定の債権者が意図的に加わっていない等の恣意性はないか)。
- (VII) 損失負担等の額の割合は合理的であるか(特定の債権者だけが不当に負担を重くしまたは免れていないか)。

## (2)子会社株式の取扱い

債務超過の子会社を清算する場合、親会社は株主としての責任を負っており、投資額を回収するのは困難である。投資の回収が見込まれず、かつ親会社の事業年度末において清算が終了していない場合には、親会社としては評価損の計上を検討することになるが、法人税法上、上場有価証券等以外の有価証券については、「資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した」場合に評価損を計上できるものとされている(法法33、法令68①二)。

この場合の「資産状態が著しく悪化した」かどうかは、発行人の資産状態がその有価証券取得時に比べて著しく悪化したかどうかにより判定することになるが、法基通 9-1-9 では、具体的な判定方法について二つの基準を規定している。

その一つは形式基準であり、有価証券の取得後、相当期間を経過した後にその発行人について「会社法の規定による特別清算開始の命令」があった場合には、当該事実が生じたことだけで「資産状態が著しく悪化した」と判定するものである。

もう一つは、発行人の 1 株当たりの純資産価額を基準とするものであり、期末におけるその発行人の 1 株当たりの純資産価額が、有価証券を取得した時のその発行人の 1 株当たりの純資産価額のおおむね 50%相当額を下回る場合には、「資産状態が著しく悪化した」と判定するものである。

また、資産状態の著しい悪化に基づく「価額の著しい低下」の判定基準については、法基通9-1-11に規定されており、上場有価証券等の場合と同様に、期末時価が期末の帳簿価額の 50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことに該当するかどうかによって判定する。

これらの判定基準を満たす場合には、損金経理を前提として、その子会社株式の事業年度終了の時点における価額まで帳簿価額を減額することができる。

ただし、清算開始の直前において、親会社が債務超過の子会社の増資に係る新株を引き受けて払込みをしている場合、増資払込みをする以上は、当面その業績回復を期待するものであると考えられるため、仮にその増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、増資払込直後における株式の評価減は認められないことが法基通 9-1-12 により明らかにされている。その一方で、増資払込後相当期間を経過して

いる場合、子会社の業績が回復せず、むしろ悪化しているというような事情が明らかになった時点で改めて評価減を行う余地があることも規定されている。この場合の「相当期間」とは、通常少なくとも1～2年を要すると考えられる。

### (3)その他の留意点

対税型の特別清算の場合、個別和解により手続が終了できる場合や、債権者が親会社だけであり債権者集会を開催する必要がない場合等があり、通常の特別清算手続と比較して簡易な手続によることが多い。このため、親会社の一事業年度中に子会社の特別清算開始から終了までの手続を行うことも可能であり、この場合、前期(1)①および(2)の損金算入要件の検討が不要となる。したがって、実務上は、後述「国内子会社側の留意点」で述べる子会社側のタックス・プランニングとの兼ね合いもあるが、親会社の一事業年度中に特別清算手続が終了するように清算スケジュールを組むことが考えられる。

また、債務超過の子会社の資産とそれに対応する負債を、新会社に対する事業譲渡または会社分割によって切り離し、残った子会社の負債については清算手続により切り捨てさせるといった、いわゆる第2会社方式により子会社の支援を行うことがあるが、この場合にも、対税型の特別清算を利用することが考えられる。ただし実質課税の原則に基づき、法人格は別であるが清算子会社と新会社の経済的実質は同一の法人であると認定された場合、たとえ特別清算により債権放棄を行ったとしても、貸倒処理による損金算入が認められない場合もあるので留意が必要である。

## 国内子会社側の留意点

### (1)財産および債務の整理の時期と課税関係

会社を清算する場合、解散日の翌日以降は課税方式が所得課税方式(益金から損金を控除した課税所得に対して課税する方式)から財産課税方式(残余財産の価額から資本金等の額と利益積立金額等との合計額を控除した清算所得に対して課税する方式)に切り替わる。財産課税方式では、清算確定申告時に清算所得があれば課税されるが、一般的に、特別清算の場合には残余財産がないため、課税は発生しない。この特徴を生かしてタックス・プランニングを行うことが考えられる。

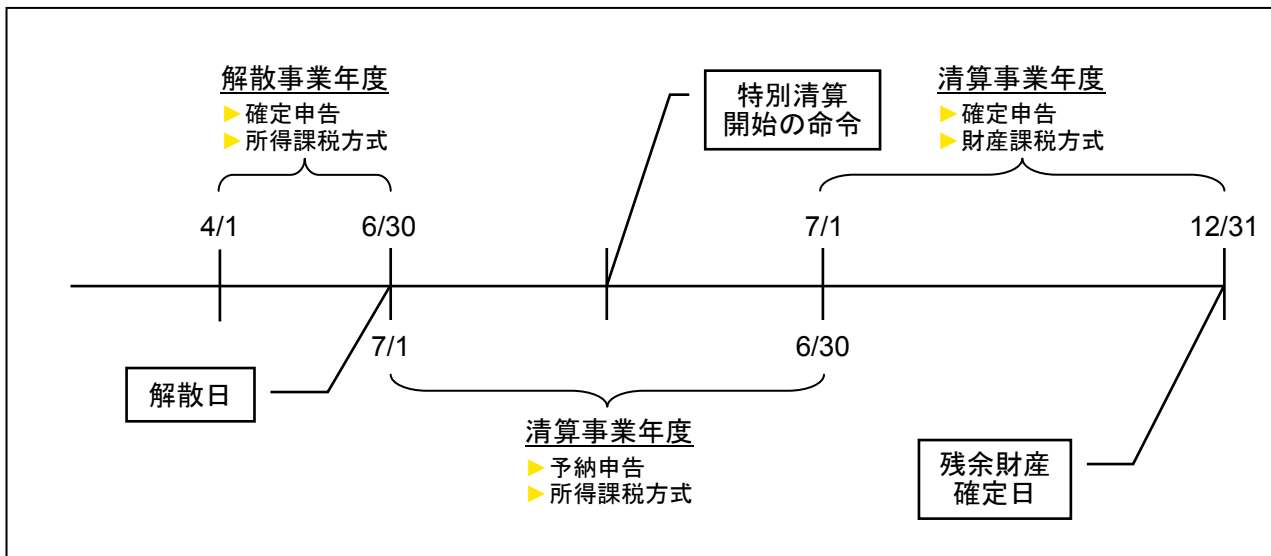
たとえば、清算を予定している子会社が含み益のある資産を保有するケースで、解散事業年度に当該資産を処分した場合には、繰越欠損金があるか、もしくは含み損のある資産を処分等しない限り、売却益に対して課税される可能性が高い。しかし清算事業年度に処分した場合には、残余財産がなければ清算所得は発生しないので、課税されないことになる。

また、解散事業年度に親会社から債権放棄を受けた場合、前記同様、繰越欠損金があれば債務免除益に

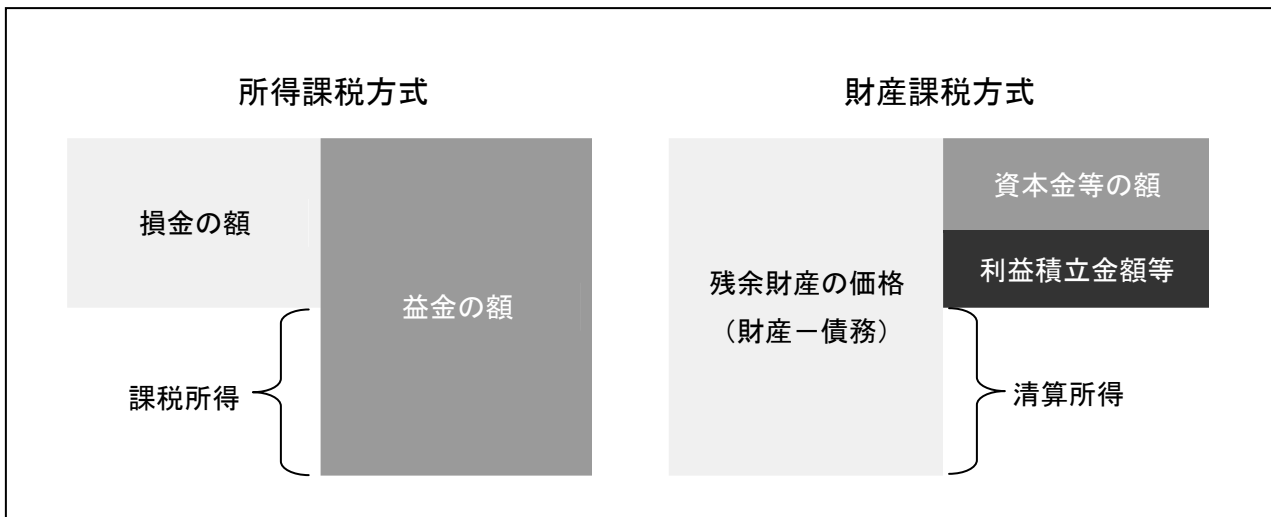
対して課税される可能性が高いが、清算事業年度に親会社が債権放棄した場合、残余財産がなければ清算所得は発生しないので、課税されないことになる。

ただし清算事業年度であっても、清算予納申告は所得課税方式で行うため、資産の処分または債務免除により課税所得が生じた場合には法人税等の納付が必要となる。この場合、最終的な清算確定申告時に清算所得が生じなければ還付されるが、清算予納申告時に一時的なキャッシュアウトが生じるため、子会社の資金繰り等に影響を与えることになる。(図表 1・2)

(図表 1) 特別清算と事業年度の関係



(図表 2) 課税方式



## (2)消費税の取扱い

子会社を清算する場合、消費税の取扱いについても留意する必要がある。

清算会社であっても課税事業者には消費税の納税義務が生じるが、清算会社は原則として清算事務のみを行うため、営業収入(課税売上)を得ることは稀である。したがって、清算会社が財産の換価処分により土地の売却等(非課税取引)を行った場合、課税売上割合が大幅に下落し、消費税の納税負担額が増加する可能性がある。このような場合、同じ清算事業年度に課税資産を処分することで課税売上を計上し、課税売上割合を高くすることが考えられる。

また、長期間債務超過の状態が続いており、子会社がほとんど事業活動を行っておらず免税事業者(基準期間(前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下の事業者)に該当するような場合には、清算諸経費(課税仕入)が多く発生する期に課税事業者を選択することで、消費税の還付を受けることが考えられる。

## (3)欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付制度は、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する事業年度は適用停止となっている(中小法人は平成21年2月1日以降終了する事業年度から復活する)が、解散等の場合、特例として適用が認められている(法80④)。

還付対象となる「欠損事業年度」は、解散の日前1年以内に終了した事業年度または解散の日を含む事業年度であるが、特別清算を行う会社の場合、「欠損事業年度」の前の事業年度において納税額が発生しているというケースは稀であるため、実務上はあまり活用されていない。しかし不動産の売却等により、「欠損事業年度」の前の事業年度に多額の納税が発生しているような場合には、還付請求することが考えられる。

その際、繰戻し還付される法人税額の計算は、次のとおりである。

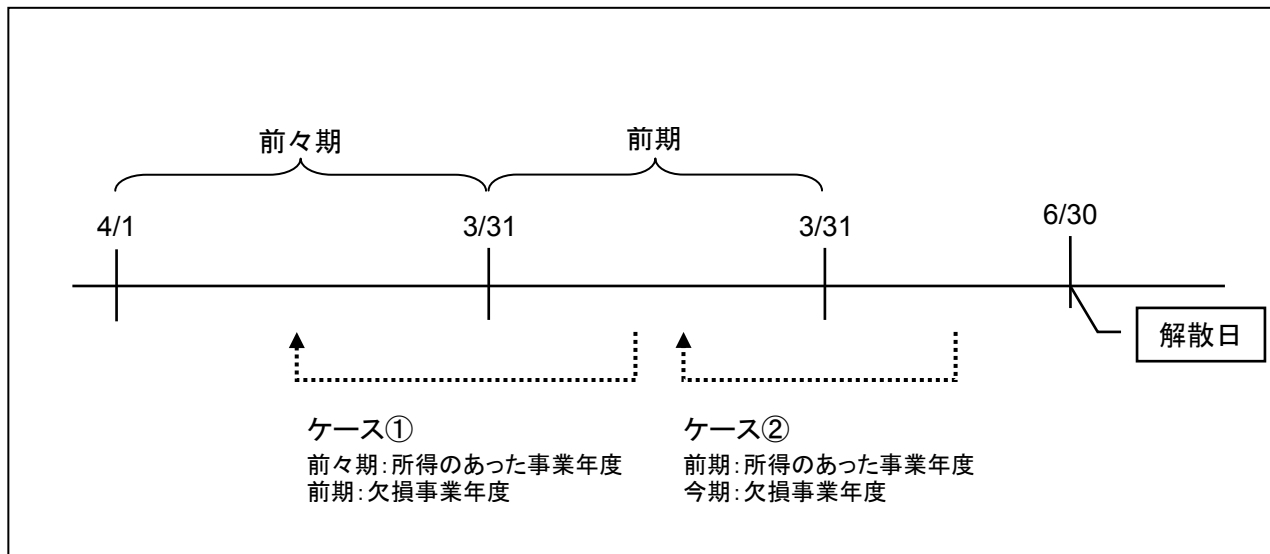
(算式2) 還付法人税額

還付法人税額 =

$$\text{所得のあった事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{所得のあった事業年度の所得金額}}$$

なお、事業税、都道府県民税および市町村民税には、このような欠損金の繰戻し還付制度はないので留意する。

(図表 3) 解散事業年度における欠損金の繰越し還付の特例





# CONTACT

## ビジネス タックス アドバイザリー サービス(事業承継コンサルティング)部

安野 広明      公認会計士      03-3506-2254      hiroaki.anno@jp.ey.com

ビジネス タックス アドバイザリー サービス(事業承継コンサルティング)部は、オーナーの方々が経営される事業を次世代に限りなく現状に近い状態で承継していただけるよう、財産管理の観点からお手伝いしております。主なサービスの内容は以下のとおりで、オーナーの方々及び会社の状況に応じ、最適かつ効果的な対策をご提案し実行しています。

### <主なサービス内容>

- ▶ 現状の問題点の把握・相続税額試算
- ▶ 事業承継策の立案、実行支援
- ▶ 遺産分割コンサルティング
- ▶ 納税資金手当コンサルティング
- ▶ アフターフォロー

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部      Tax.Marketing@jp.ey.com

## アーnst・アンド・ヤングについて

アーnst・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

「アーnst・アンド・ヤング」とは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーnst・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

## 新日本アーnst アンド ヤング税理士法人について

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2009 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなうでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーnst アンド ヤング税理士法人を含むアーnst・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。